天理市重度障害者日常生活用具給付事業実施要綱(目的)

第1条 この要綱は、天理市重度障害者日常生活用具給付事業(以下「事業」という。)の実施について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号の規定に基づき、障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することについて必要な事項を定め、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において障害者等とは、法第4条第1項に規定する 障害者及び同法第4条第2項に規定する障害児をいう。

(用具の品目)

第3条 給付の対象となる用具の品目は、別表の品目欄に掲げるとおりとする。

(給付の対象者)

- 第4条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、別表の対象者の欄に掲げる要件を満たす障害者等であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1)本市に住所を有し、病院その他の施設に入院又は入所していない(以下「在宅」という。)者。ただし、ストマ用装具、紙おむつについては、在宅以外の者についても対象とする。
 - (2) 法第 19 条第 3 項に規定する特定施設に入所中の障害者等であって、入所前に本市に住所を有していた者。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は 対象としない。
- (1) 対象者の属する世帯(対象者が 18 歳以上の場合は、世帯の範囲を当該対象者とその配偶者に限る。)に、申請日の属する年度(申請日が4月から6月の間である場合においては前年度)分の市民税所得割額が46万円以上の者がいる場合。
- (2)介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、給付の対象となる用具と同一の機能を有する用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる場合。

(給付の申請)

- 第5条 用具の給付を希望する者(18歳未満の障害児にあってはその 保護者。以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様 式第1号)に、次に掲げる書類を添付して天理市社会福祉事務所長 (以下「所長」という。)に提出しなければならない。
 - (1) 所得の状況を証する書類
 - (2) 見積書
 - (3) 工事図面及び改修工事前の写真(住宅改修に限る)
 - (4) その他所長が必要と認める書類
- 2 所長は、前項の申請書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 3 既に給付を受けている用具と同一の品目(ストマ用装具・紙おむつを除く。)の申請については、前回の決定日より別表の耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として申請できない。ただし、災害や障害程度の変更等、本人の責によらない原因で用具の使用が困難になった場合は、この限りでない。(住宅改修・移動用リフト(階段昇降機・段差昇降機)を除く。)

(給付の決定等)

- 第6条 所長は、申請書を受理したときは、速やかに必要な調査を行い、調査書(様式第2号)を作成し、審査の上用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。
- 2 所長は、前項の規定により用具の給付を行うことを決定した場合、申請者には決定通知書(様式第3号)を、用具納入業者(以下「業者」という。)には給付券(様式第4号)を交付するものとし、却下することを決定した場合には、却下決定通知書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(自己負担)

- 第7条 給付を受けることが決定した申請者(以下「受給者」という。) は、用具の給付を受けたときは、給付に要する費用のうち一部を業 者に支払うものとする。
- 2 前項の規定により受給者が業者に支払う額(以下「自己負担額」という。)は、別表に定める基準額又は見積額のいずれか低い額(以下「用具価格」という。)の 10 分の 1 に相当する額とし、各月の自己負担額の上限は 37,200 円とする。ただし、基準額を超えるものについては、その超過分を自己負担とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、 自己負担額の全額を免除する。
 - (1) 受給者の属する世帯(受給者が 18歳以上の場合は、世帯の範囲を当該受給者とその配偶者に限る。以下同じ。)が生活保護法(昭和 24年法律第 144号) に基づく扶助を受けているとき。
 - (2) 受給者の属する世帯の当該年度(4月から6月までの間の申請については、その前年度とする。)の市民税が非課税であるとき。
- 4 自己負担額に1円未満の端数が生じるときは、その端数は切り上げるものとする。

(費用の負担及び請求)

第8条 業者は、用具の給付が完了したときには、前条の用具価格から自己負担額を控除した額(以下「公費負担額」という。)を当該用具に係る給付券を請求書に添付した上で、所長に請求するものとする。また、住宅改修においては、改修工事後の写真も添付するものとする。

(費用の返還)

第9条 用具の給付を受けた時は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならないものとする。所長は、受給者がこれに違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(ストマ用装具及び紙おむつの特例)

- 第 10 条 対象者の申請手続の利便を考慮し、ストマ用装具及び紙おむつに係る申請及び給付券については、特例として次のとおりとする。
 - (1)対象者は、申請1回につき、申請日の属する年度を超えない 月分まで申請することができる。
 - (2)所長は、暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付し、 最大6枚まで交付することができる。
 - (3)所長は、別表の限度額(月額)の範囲内で1か月に必要とする 排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券 1枚に記載して交付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

- この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。 附則
- この要綱は平成 29 年 8 月 15 日から施行する。 附則
- この要綱は令和2年4月1日から施行する。

別表

日常生活用具一覧表

介護·訓練支援用具

月霞 訓褓又饭用具					
品目	対象者	性能	耐用 年数	基準額	備考
特殊寝台	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上及 び寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として 使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整 する機能を有するもの。	8	154,000	
特殊マット	下肢機能障害又は体幹機能障害1級以上 (常時介護を要するものに限る。)若しくは、知 的障害者の重度又は最重度及び寝たきりの 状態にある難病患者等。	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は消耗を防止できる機能を有するもの。	5	19,600	
特殊尿器	下肢機能障害又は体幹機能障害1級以上で 常時介護を要するもの。及び自力で排尿でき ない難病患者等。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。	5	67,000	
入浴担架	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上 (入浴に、家族等他人の介助を要するものに 限る。原則3歳以上)	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。	5	82,400	
体位変換器	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上 (下着の交換等に当たって、家族等他人の介助を要するものに限る。) 及び寝たきりの状態にある難病患者等。(原則学齢児以上)	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に 使用し得るもの。	5	15,000	
移動用リフト	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上及び下肢又は体幹機能の障害で移動困難な難病患者等。(原則3歳以上)	介護者が障害者を移動させるのに容易に使用し 得るもの。(ただし、天井走行型その他住宅改造を 伴うものを除く。)	4	159,000	
移動用リフト(階段昇降 機・段差昇降機)	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上 (原則3歳以上)	介護者が障害者を移動させるのに容易に使用し 得るもの。	1人 1回	159,000	
訓練いす(児のみ)	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上(3 歳以上の児童)	原則として付属のテーブルをつけるもの。	5	33,100	
訓練ベッド(児のみ)	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等。(原則学齢児以上の児童)特殊寝台と併給不可。	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの。	8	159,200	

白立生活支援用具

日立工心又饭用云					
品目	対象者	性能	耐用 年数	基準額	備考
入浴補助用具		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改造を伴うものを除く。	8	90,000	
便器(てすり付)	下肢機能障害又は体幹機能障害2級以上及 び常時介護を要する難病患者等。(原則学齢 児以上)	障害者が容易に使用し得るもの。 (ポータブルトイレ含む)	8	9,850	
つえ(T字状・棒状) 木製	平衡機能障害又は下肢機能障害又は体幹機 能障害3級以上	障害者の身体機能の状態を十分ふまえたものであって必要な強度と安定性を有するもの。	3	2,200	
つえ(T字状・棒状) 軽金属	平衡機能障害又は下肢機能障害又は体幹障 害3級以上	障害者の身体機能の状態を十分ふまえたもので あって必要な強度と安定性を有するもの。	3	3,000	

移動・移乗支援用具 (手すり・スロープ・歩行 器等)	平衡機能障害又は下肢機能障害又は体幹機能障害3級以上又は車いす交付の内部障害者及び下肢が不自由な難病患者等で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。(原則3歳以上)	おおむね、次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。①障害者の身体機能の状態を十分ふまえたものであって必要な強度と安定性を有するもの②転倒防止、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする。	8	60,000	
頭部保護帽	知的障害者の重度又は最重度で、てんかん 発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3	12,160	
特殊便器	上肢機能障害2級以上又は知的障害重度又は最重度で自力での排便後の処理が困難な者、及び上肢機能に重度の障害がある難病患者等。	足踏みペダル等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えにあたり住宅改造を伴うものを除く。	8	151,200	
便座昇降機	上肢機能障害1・2級と、下肢機能障害1・2 級若しくは、上肢機能障害1・2級と体幹機能 障害1・2・級	便座を電動で昇降させ、腰やひざに負担をかけな いよう立ち座りを補助するもの。	8	100,000	
火災警報器 (わさび臭等含む)	障害等級2級以上又は、知的障害者重度若しくは最重度(火災発生の感知及び避難が著しく困難者世帯及びこれに準じる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し音又は光を発 し屋外にも警報ブザーで知らせるもの。	8	15,500	
自動消火器	障害等級2級以上又は、知的障害者重度若しくは最重度及び難病患者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準じる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消 火液を噴射し初期火災を消火し得るもの。	8	28,700	
電磁調理器	視覚障害2級以上(視覚障害者のみの世帯) 又は知的障害者重度若しくは最重度(18歳以 上)	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの。	6	41,000	
歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害2級以上(原則学齡児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10	7,000	
聴覚障害者用屋内信 号装置	聴覚障害2級以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10	87,400	

在宅療養等支援用具

品目	対象者	性能	耐用 年数	基準額	備考
透析液加温器	3歳以上のじん臓障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流透析法(CAPD)による透析療法を行う者		5	51,500	
ネブライザー(吸入器)	学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の者(難病患者等含む)であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	5	36,000	
電気式たん吸引器	学齢児以上の呼吸器機能障害3級以上又は同程度の者(難病患者等含む)であって必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの。	5	56,400	
酸素ボンベ運搬車	呼吸機能障害者で医療保険における在宅酸 素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの。	10	17,000	
視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害者2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5	9,000	
視覚障害者用体重計	視覚障害者2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5	18,000	

動脈血中酸素飽和度 測定器(パルスオキシ メーター)	心臓障害1・3級と療育Aが合併及び人工呼吸器の装着が必要な難病患者等。	障害者が容易に使用し得るもの。	5	86,100		
----------------------------------	-------------------------------------	-----------------	---	--------	--	--

情報•意思疎通支援用具

情報•意思疎通支援	加夫				
品目	対象者	性能	耐用 年数	基準額	備考
携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害又は肢体不自由者で あって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を 有し、障害者が容易に使用し得るもの。	5	98,800	
情報・通信支援用具(ソフト)		障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器 やアプリケーションソフトであって障害者が容易に 使用し得るもの。	6	100,000	
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者 (原則として、視覚2級以上かつ聴覚2級以 上)で必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により 示すことのできるもの。	6	383,500	
点字タイプライター	視覚障害者2級以上(本人が就労・就学しているか、就労が見込まれる者)	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5	63,100	
視覚障害者用ポータブル レコーダー	視覚障害者2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6	85,000	
視覚障害者用活字文 書読上げ装置	視覚障害者2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの。	6	99,800	
点字器(標準型·金属 製)	視覚障害	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7	10,400	
点字器(標準型・プラス チック製)	視覚障害	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	7	6,600	
点字器(携帯用·金属 製)	視覚障害	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5	7,200	
点字器(携帯用・プラス チック製)	視覚障害	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	5	1,650	
視覚障害者用拡大読 書器	視覚障害であって本装置により文字等を読む ことが可能になる弱視の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	8	198,000	
視覚障害者用時計	視覚障害者2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの。	10	13,300	
聴覚障害者用通信装 置	聴覚障害者4級以上	一般電話に接続することができ音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり障害者が容易に使用し得るもの。	5	71,000	
聴覚障害者用情報受 信装置	聴覚障害者4級以上	字幕及び手話通訳付の聴覚障害者用番組並びに テレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成した ものを画面に出力する機能有しかつ、災害時の聴 覚障害者向け緊急信号を受信するもので聴覚障 害者が容易に使用し得るもの。	5	88,900	

人工内耳(スピーチプロ セッサ)	人工内耳装着者	障害者が容易に使用し得るもの。	5	200,000	
人工内耳(電池)	人工内耳装着者	障害者が容易に使用し得るもの。	1	30,000	
人工喉頭	喉頭摘出者	障害者が容易に使用し得るもの。	5	70,100	
点字図書	視覚障害	点字により作成された図書。	ı	年6タイトル 24巻まで	

排泄管理支援用具

ガルロ・エンへがパリンへ					
品目	対象者	性能	耐用 年数	基準額	備考
蓄便袋	直腸機能障害でストマ増設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋でラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの。(1ヶ所あたりの皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む)	-	8,600	
蓄尿袋	ぼうこう機能障害でストマ増設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で 尿処理用のキャップ付でラテックス製又はプラス チックフィルム製のもの。(1ヶ所あたりの皮膚保護 材及び袋を身体に密着させるものを含む)	-	11,300	
紙おむつ(3歳以上)	ぼうこう機能障害又は直腸機能障害で高度排 便機能障害又は高度排尿機能障害もしくは 脳原性障害で意思表示困難な者(3歳以上)	次のうち使用が適当と思われるもの ァ 紙おむつ・尿とりパット・おむつカバー ィ サラシ・ガーゼ及び脱脂綿 ゥ 洗腸用具(耐用期間を6ヶ月とする)	1	12,000	
収尿器(男性用)	ぼうこう機能障害で高度排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋により構成され、尿の逆流防止機	1	7,700	
収尿器(女性用)	ぼうこう機能障害で高度排尿機能障害	能を備えていること	1	8,500	

住宅改修具

品目	対象者	性能	耐用 年数	基準額	備考
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	下放機能障害又は体料機能障害3級以上の 者(ただし、特殊便器への便器の取替えは上 時機能障害2級以上のよの) 又は下肢体験に	①手すりの取り付け②段差の解消③滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路の材料の変更 ④引き戸等への取替え⑤特殊便器等への便器の 取替え⑥その他これらの各工事に付帯して必要な 工事	1人 1回	200,000	

- ※ 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- ※ 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯含む。
- ※ すでに給付決定を受けている者については、この限りではない。